



2018年 3月 第68号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都港区三田 3-4-3 三田第一長岡ビル6階

TEL: 050-3506-1171



暦の上では春を過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いております。組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、おかげさまで当組合も第一期実習生を迎えてから満7年となり、組合加入企業数は73社となりました。今後も新たな実習制度のもと、組合員の皆様と協力して、より一層精進して参りたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新技能実習生法解説(part6) ~申請手続きの流れ

現在、在留期限を迎える実習生から順番に、新制度下での技能実習生へと切り替わります。

※新制度での申請を行うにあたり、受入企業(今後の呼称は‘実習実施者’です)の皆様には必要書類のご用意を順にお願いしております。書類作成後の手続きの順番は以下の通りです。

- ①外国人技能実習機構への実習計画認定申請 (申請者は実習実施者。組合は委任を受けて提出)
- ②外国人技能実習機構から実習計画認定通知書受領 (委任を受けた組合に届きます)
- ③入国管理局へ在留資格変更許可申請を提出 (在留期限前に申請を行います)
- ④入国管理局から在留資格変更許可通知のハガキを受領
- ⑤入国管理局にて新しい在留カードを受領
- ⑥技能実習開始
- ⑦実習実施者届出書を外国人技能実習機構へ提出
- ⑧実習実施者届出受理書を外国人技能実習機構から受領

※現在、新制度での書類作成及び、外国人技能実習機構での審査に時間が掛かっており、実習生の在留期限前に機構から実習計画認定を受けられないケースが出ております。その際は機構に提出した受理票を添付し、機構の認定より先に入国管理局へ③の手続きを行う対応を取っております。

実習生が所持している在留カードの期限を過ぎても、【在留資格変更手続き中】であればオーバーステイ(不法滞在)とはなりませんので、ご安心下さい。

※特に今年の2月～4月頃に在留期限を迎える実習生に関しては、新たな在留カードの発給が2ヵ月前後遅れる可能性があります。

入国管理局への提出書類変更について

本年から、入国管理局でビザの更新を行う際の添付書類としまして、技能実習生の

【所得課税証明書】及び【納税証明書】の提出が義務付けられました。※非課税の場合は【所得課税証明書】のみで可。課税証明は各市町村役場で取得しますが、企業から市町村へ【給与支払い報告】が提出されていない場合は取得ができませんので、ご注意下さい。実習生が非課税の場合も給与支払い報告の提出は必要です。